



気まぐれ通信 2018/5

平成28年3月末に改正社会福祉法が成立し、社会福祉法人制度改革の一環として法人のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などを目的として様々な改正が行われました。本通信は、社会福祉法人制度改革関連のトピックスをご紹介しますものです。

監査法人彌榮会計社



<監事監査報告書文例>

平成30年4月27日に厚生省より、下記のとおり、監事監査報告書の文例が事務連絡として発出されました

記

「監事の監査報告書の様式例について」(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡平成30年4月27日)

<一部省略>

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第37条に基づき会計監査人を設置する特定社会福祉法人及び特定社会福祉法人以外で定款の定めにより任意で会計監査人を設置している社会福祉法人(以下「会計監査人設置法人」という。)においては、計算関係書類は、理事会の承認を受ける前に、監事と会計監査人による二重の監査を受けることとなりますが、会計監査人の設置の有無等により監事の監査報告の内容が異なります。

監事が作成する監査報告書については、平成29年3月2日に開催された社会・援護局関係主管課長会議において、会計監査人を設置しない社会福祉法人(以下「会計監査人非設置法人」という。)の様式例をお示していますが、今後、適切な監事監査実施の観点から、今般、別紙1から別紙3のとおり、会計監査人非設置法人に文言の整理を加え、特定社会福祉法人、特定社会福祉法人以外の会計監査人設置法人の監事の監査報告書の様式例、合計3種類の様式例を新たにお示する<一部省略>

(参考情報) 監事監査報告書の様式例の解説

【共通する内容、留意事項】

- ① 各様式例は自己の責任で利用して下さい。
- ② <一部省略>
- ③ 会計監査人ではない公認会計士又監査法人から会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査)を受けている場合は、会計監査人非設置法人の様式例を選択して下さい。

④ <一部省略>適正意見及び相当性を表明する場合であるため、その他の意見を表明する場合や付記事項がある場合は変更が必要になります。

⑤ <一部省略>

⑥ 個別の内容、留意事項は、監査報告書の様式例に関連させて、様式例の次に記載しています。

<各監査報告書文例の分類>

別紙 No.	様式名称	会計監査人設置区分	内部管理体制監査有無
別紙1	会計監査人非設置法人様式例	無	無
別紙2	特定社会福祉法人様式例	強制設置	有
別紙3	会計監査人設置法人様式例	任意設置	無

<各監査報告書文例の使い方>

別紙1:会計監査人非設置法人様式例

会計監査人非設置法人が用いる様式例です。業務監査及び会計監査の全てを監事自身が直接実施する法人が用いる文例です。

別紙2:特定社会福祉法人様式例

特定社会福祉法人(社会福祉法第37条)が用いる様式例です。業務監査の全て及び内部管理体制監査並びに会計監査の一部を監事自身が直接実施し、計算関係書類及び財産目録(その一部)の監査を会計監査人が実施する法人が用いる文例です。

別紙3:会計監査人設置法人様式例

特定社会福祉法人以外の会計監査人設置法人が用いる様式例です。業務監査の全て及び会計監査の一部を監事自身が直接実施し、計算関係書類及び財産目録(その一部)の監査を会計監査人が実施する法人が用いる文例です。

以下に関連URL添付しますので、ご利用ください。

<http://www.roushikyoo.or.jp/contents/administration/korosho/hourei/detail/138>

